

# 廃棄物一次撤去マニュアル骨子(素案)

## 目 次

全体管理マニュアル	1
掘削・積込マニュアル	4
洗車マニュアル	7
運搬マニュアル	8
作業環境・安全対策マニュアル	11
適正処理管理マニュアル	14
環境保全管理マニュアル	16
緊急時対応マニュアル	18

# 全体管理マニュアル

## 1. マニュアルの目的

- 1-1 一次撤去計画における撤去量、撤去期間等の基本条件について整理し、一次撤去マニュアルにおいて必要な項目を明確化する。
- 1-2 各マニュアルに共通する工程管理方法、情報管理方法、気象条件による調整の基本手順、平常時と異常時の区別の考え方、及び用語の定義を整理する。
- 1-3 本マニュアルにおける必要条件については、撤去作業の進捗状況等も踏まえて適宜見直しを行う。

### 【解説】

本マニュアルは、各個別のマニュアルに共通する基本計画事項を抽出し、工程管理と情報管理が適切に行えるよう策定するものである。

## 2. マニュアルの適用範囲

- 2-1 本マニュアルにおける適用範囲は、
  - ①作業工程別（掘削～場外運搬）の各マニュアル
  - ②管理項目別（作業安全管理、適正処理、環境保全）の各マニュアル
  - ③緊急時対応マニュアルに適用する。

### 【解説】

本マニュアルにおける適用範囲は上記の各マニュアルであり、検討する項目は、以下の通りである。

- ①撤去計画基本条件
- ②工程管理確認方法
- ③情報管理方法
- ④気象条件による調整手順
- ⑤平常時と異常時の区別の考え方
- ⑥用語の定義

### 3. 全体管理マニュアル策定の方針

各マニュアルに共通する事項を分かりやすく整理する。また、各マニュアルの関係図によりマニュアル相互間と関係者の連携を促すものである。

### 4. 方針に対する検討項目

#### 4-1 撤去計画基本条件

各マニュアルの検討に必要となる諸条件を整理する。

4-1-1 撤去時期（撤去期間、年間撤去日数）

4-1-2 撤去対象物等（撤去廃棄物種、撤去廃棄物量、撤去廃棄物性状、撤去エリア面積）

4-1-3 撤去方法（使用建設機械、使用機材、場内作業エリアと関連設備配置、作業グループの構成 等）

4-1-4 撤去における運搬ルート等（撤去現場内運搬ルート、場外運搬ルート、運行時間帯）

4-1-5 受入先条件（運搬先（受入先）、受入量、受入条件（受付時間、運搬機材、受入方法等））

4-1-6 その他

#### 4-2 工程管理確認方法

撤去作業の工程管理について、工事進捗状況を把握するための撤去量等を把握方法及びそれら数値の管理方法と評価方法について検討する。

#### 4-3 情報管理方法

撤去作業に関する諸情報（廃棄物撤去量、運搬台数等）について、情報（データ）の整理方法、保管方法等について定める。

#### 4-4 気象条件による調整手順

撤去作業において、気象条件別の安全管理や緊急時対応に関連する作業実施基準（作業休止の判断基準）を定める。

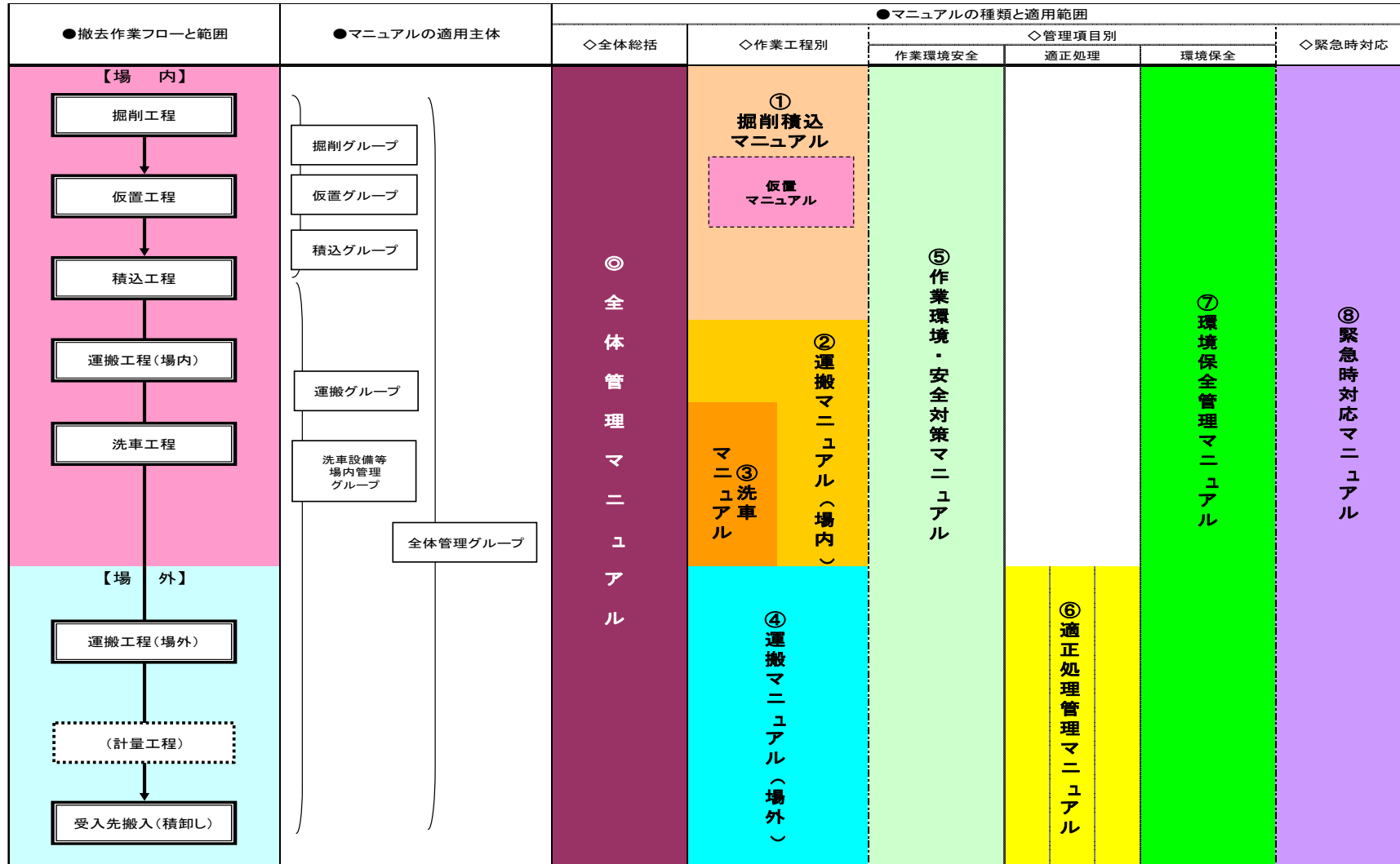
#### 4-5 平常時と異常時の区別の考え

撤去作業において、作業を休止・停止する異常時とそれ以外の作業を継続・再開する平常時の判断基準や判断方法について定めておく。

#### 4-6 用語の定義

全てのマニュアルにおいて使用する用語について、共通認識と理解を得やすくするための用語について定義付けを行う。用語については、単純で平易な用語の使用に努める。

◆ 一次撤去作業における作業フローとマニュアルの関係図



# 掘削・積込マニュアル

## 1. マニュアルの目的

- 1-1 一次撤去時の撤去・積込作業工程において、適正かつ安全な作業を行うための作業手順等を定めるものである。
- 1-2 本マニュアルにおける掘削・積込方法については、廃棄物の状況等を踏まえて適宜見直しを行う。

### 【解説】

本マニュアルは、一次撤去における廃棄物の掘削・積込工程において、撤去計画に従った効率的、かつ安全な作業及び管理が行えるように策定するものである。

## 2. マニュアルの適用範囲

- 1-1 本マニュアルにおける適用範囲は、一次撤去範囲における
- ①掘削作業工程
  - ②仮置作業工程
  - ③積込作業工程
- に適用する。

### 【解説】

本マニュアルにおける適用範囲は、一次撤去範囲での廃棄物掘削工程、仮置工程、積込工程とし、各工程における作業手順、留意事項、管理事項等について定めるものである。

### 3. 掘削・積込マニュアル策定の方針

#### 3-1 掘削工程

- ①掘削作業は、地表及び廃棄物内の滞留水を汲み上げ、廃棄物から水分が滴り落ちない程度まで水切りした状態で行う。
- ②掘削作業に伴う廃棄物の飛散・流出を抑制する。
- ③掘削のための開放面積は必要最小限とし、掘削開放範囲以外は表面遮水工等で分離して雨水排水し、浸出水量を抑制する。
- ④既設遮水シート付近の掘削は、遮水シートを破損しない方法を用いる。
- ⑤日掘削量は、運搬作業量及び中間処理量との調整を図った上で計画的に設定し、実施計画とのズレを生じさせない効率的な量とする。
- ⑥掘削作業は、気象条件等を考慮し、周辺環境（大気・水質）への影響が最も少ない方法を用いる。
- ⑦作業員の健康面及び安全面でのリスクが最小限となる方法を用いる。
- ⑧掘削開放範囲から発生する浸出水は、地下水に浸透しないよう集水し、適切な処理を行った上で放流する。
- ⑨医療系廃棄物等については、作業安全面において十分に留意し、作業事故が起こらないような掘削方法を採用する。（メカニカルハザードへの配慮）

#### 3-2 仮置工程

- ⑩掘削後の廃棄物は、積込条件を満足するように、含水率や積込量等を調整できる仮置ヤードを設けて仮置きする。

#### 3-3 積込工程

- ⑪掘削した廃棄物は、性状等（含水率、粗大なものの有無等）を確認しながら積込することとし、運搬車両への廃棄物の付着低減に配慮する。
- ⑫積込作業は、過積載のないように管理する。

#### 3-4 その他

- ⑬関連業者への教育を徹底し、適正、効率かつ安全な作業が行えるよう管理を行う。

#### 4. 方針に対する検討項目

##### 4-1 掘削・仮置工程

4-1-1 掘削手順

4-1-2 仮置場の構造・仮置手順

4-1-3 浸出水の管理方法

4-1-4 環境保全対策（大気、水質）

4-1-5 既設遮水シートの撤去方法

4-1-6 医療系廃棄物の取り扱い方法

4-1-7 掘削造成時の雨水排水方法

##### 4-2 積込工程

4-2-1 積込手順

4-2-2 積込量の管理方法



# 洗車マニュアル

## 1. マニュアルの目的

- 1-1 廃棄物運搬車両洗車工程を適正かつ安全に行うために定めるものである。
- 1-2 本マニュアルにおける洗車方法については、撤去車両台数等の変更を踏まえて適宜見直しを行う。

### 【解説】

本マニュアルは、一次撤去における廃棄物運搬車両の洗車工程において、場外への環境保全管理を行い、かつ撤去計画に従った効率的、かつ安全な作業が行えるように策定するものである。

## 2. マニュアルの適用範囲

- 2-1 本マニュアルにおける適用範囲は、場内運搬ルートのうち場内退出直前における洗車作業工程に適用する。

### 【解説】

本マニュアルにおける適用範囲は、一次撤去範囲で廃棄物を積込した運搬車両が場内退出直前に洗車する工程とする。洗車工程は、洗車待機時から洗車ヤード退出までをいい、作業手順、留意事項、管理事項等について定めるものである。

## 3. 洗車マニュアル策定の方針

- ① 廃棄物運搬車両への廃棄物の付着物が場外へ移動・拡散・飛散しないよう、十分な洗浄を行う。
- ② 洗浄方法は、確実に付着物等が洗浄できる方法とし、かつ、洗車施設は幅広い車種に対応して洗浄が可能なものとする。
- ③ 洗浄後の洗浄水は、浸出水処理施設稼働までの間は汲み取り方式とし、直接放流しないものとする。
- ④ 洗車待機ヤードを設け、洗車ヤード内に運搬車両が停滞させないようにし、ヤード内での事故防止に努める。

## 4. 方針に対する検討項目

- 4-1 洗車待機手順
- 4-2 洗車手順
- 4-3 洗浄水・汚泥管理方法
- 4-4 洗浄用水供給方法
- 4-5 洗車設備故障時対応

# 運搬マニュアル

## 1. マニュアルの目的

- 1-1 廃棄物の運搬が適正に行われるよう、運搬方法等を定めるものである。
- 1-2 本マニュアルに定める運搬方法は、必要に応じて適宜見直すものとする。

### 【解説】

本マニュアルは、廃棄物が適正に運搬されるよう撤去現場から処理施設までの運搬手順等について定めたものである。

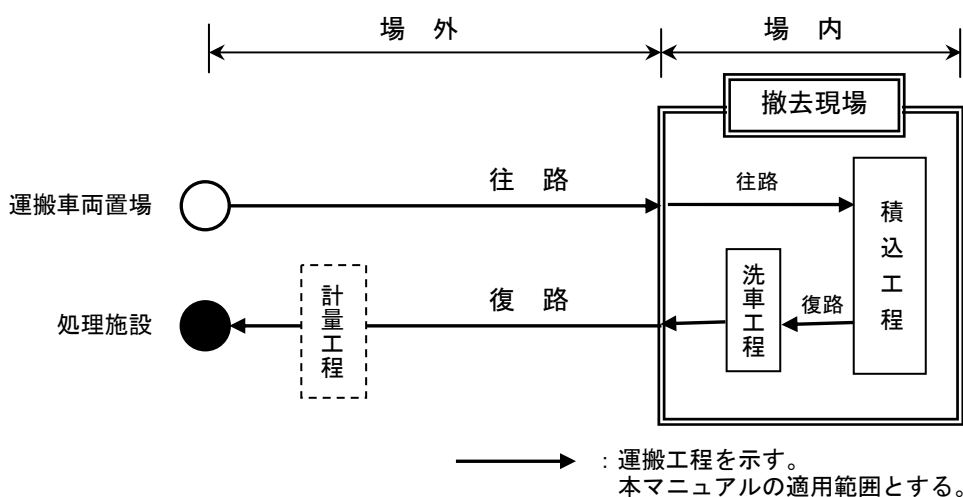
本マニュアル適用後に各種法規制が改正された場合は、それを反映して適宜見直しを図るものとする。

## 2. 適用範囲

- 1-1 本マニュアルの適用範囲は、運搬車両置場を出発し、撤去現場に到着し、積込ヤードに進入するまでの往路と積込ヤードを出発し、洗車工程を経て処理施設までの復路における運搬工程とする。

### 【解説】

運搬車両置場を出発し、撤去現場までを往路、撤去現場から処理施設までを復路とする。また、撤去現場内において、入場から積込工程までを往路、積込終了後、洗車工程を通過し、場外運搬に出るまでを復路とする。本マニュアルの適用範囲を以下の図に示す。



### 3. 運搬マニュアル策定の方針

#### 3-1 運搬車両

- ①運搬車両は、廃棄物の性状に応じ、飛散・流出しないものを選定し、積込、運搬工程が適正に実施されるようにする。

#### 3-2 運搬時間

- ②運搬車両が田子町内を走行する時間帯は、学童等の安全を確保するため、通学時間帯を除くこととする。
- ③運搬日は、原則平日とする。

#### 3-3 運搬手順

- ④運搬車両を数台ごとにグループ化し、適正な運搬管理を行う。
- ⑤運搬車両をグループ化し、振動や騒音、大気汚染等、周辺環境への影響を軽減し、交通量の分散化を図る。

#### [場内]

- ⑥場内では、規定のルート・制限速度を遵守させる。
- ⑦掘削エリア、積込エリア、洗車エリアへの運搬用道路等の工事用道路は、作業効率、交通の安全性の視点より、一方通行とし、無駄のない線形とする。
- ⑧工事用道路は、掘削作業工程を考慮し、掘削エリアの変化に伴う変更が可能な配置とする。

#### [場外]

- ⑨運搬車両は、関係法令のほか、別に定める交通安全基準を遵守し、交通安全に十分配慮し、規定の運搬ルートを走行する。
- ⑩地域の交通渋滞を引き起こすことのないように、交通量を把握した上で選定した運搬ルートとする。
- ⑪転倒事故や積載物の落下を未然に防ぐため、過積載を防止する。
- ⑫定期的な車両の整備点検を実施し、整備不良による事故や環境汚染等の発生防止を図る。なお、整備点検状況のデータも一元管理する。
- ⑬運搬中の事故発生に備え、「緊急時対応マニュアル」の整備と必要な装備等を配備する。
- ⑭荒天による運搬時の安全性を確保するため、運搬ルートの除雪状況、災害の発生、通行止めなどの情報を関係機関と連携して収集する。
- ⑮運搬中に必要な交通安全対策は、運転者に十分な安全教育を行い、事故発生防止を図る。
- ⑯運転中は無駄なアイドリング・空ふかし等に配慮し、周辺環境への影響を抑える。
- ⑰運搬中は、通行者等に十分注意し、事故防止に努めるとともに、農耕車両など、周辺の交通の支障とならないものとする。

#### 4. 方針に対する検討項目

##### 4-1 運搬車両

4-1-1 廃棄物の性状を考慮した車両の選定と台数の設定

##### 4-2 運搬時間

4-2-1 学童の安全を確保した通行時間帯の及び運行ルート

##### 4-3 運搬手順

4-3-1 運搬車両のグループ化

[場内]

4-3-2 場内運搬手順

[場外]

4-3-3 場外運搬手順

4-3-4 過積載の防止対策

4-3-5 定期的な車両の整備点検の実施方法

4-3-6 「緊急時対応マニュアル」の整備と必要な装備等の内容

4-3-7 荒天時の運搬状況を把握するため情報収集方法

4-3-8 運転者安全教育の方法

4-3-9 周辺環境、地域住民への配慮

# 作業環境・安全対策マニュアル

## 1. マニュアルの目的

- 1-1 作業環境及び安全の管理について、掘削から運搬（搬出）までの全工程において、作業員等の健康と安全の確保を目的として、管理項目とその管理手順について定めるものである。
- 1-2 本マニュアルにおける測定項目、測定方法については、作業環境調査結果や撤去作業の進捗状況等も踏まえて適宜見直しを行う。

### 【解説】

本マニュアルは、各作業工程個別のマニュアルに共通して、想定される作業環境（日常にくり返される作業であって、作業員の健康に影響を及ぼすと考えられる事項）と安全対策（作業員の安全性確保に係わる事項）を抽出し、予防と対策が適切に行えるよう策定するものである。

作業環境測定は、作業時に発生するガス等の濃度等を把握し、その結果について労働安全衛生法に基づく作業環境評価基準等（以下「基準値」という。）に基づき評価を行い、作業における安全管理について適切な指導を行うことを目的とするため、作業環境測定結果や撤去作業の進捗状況に応じて、測定項目、測定方法を適宜見直していくこととする。

## 2. マニュアルの適用範囲

- 1-1 本マニュアルにおける適用範囲は、作業工程のうち、
- ① 廃棄物等の掘削作業
  - ② 廃棄物等の仮置作業
  - ③ 廃棄物等の選別作業
  - ④ 廃棄物等の運搬車両への積込作業
- に適用する。

### 【解説】

本マニュアルにおいて想定している作業環境安全対策は、以下の通りである。

- ① 掘削・仮置・選別・積込時における粉じん・有害ガス・臭気・騒音等の飛散・発生対策
- ② 場内運搬時の運搬車両走行等による粉じん発生対策

### 3. 作業環境安全対策マニュアル策定の方針

管理項目とその管理手順について、正確かつ容易な作業環境測定が可能なように分かりやすく整理することに努める。また、科学的な新たな知見の収集に努め、必要に応じて測定項目の見直し・追加を速やかに行うものである。

### 4. 方針に対する検討項目

#### 4-1 作業環境測定

##### 4-1-1 測定項目

- ①粉じん
- ②有害ガス
- ③臭気
- ④騒音

##### 4-1-2 測定方法

##### 4-1-3 測定の頻度

##### 4-1-4 測定結果の評価基準

#### 4-2 対策方法

##### 4-2-1 粉じんの飛散防止対策

##### 4-2-2 有害ガス対策

##### 4-2-3 臭気（悪臭ガス）対策

##### 4-2-4 騒音の発生対策

#### 4-3 評価及び作業員に対する指導

作業環境測定における測定結果を基準値と比較し、作業員に対し、作業方法等について適切な指導を行う。

作業環境測定の測定結果は、定期的に作業員に報告する。

##### 4-3-1 作業環境測定の評価方法

##### 4-3-2 作業員等に対する指導等の方法

#### 4-4 情報連絡体制

撤去作業において、想定外廃棄物が発見された場合について、施工業者と県の情報連絡体制を整備する。

想定外廃棄物等の確認状況等は、定期的に作業員に報告する。

##### 4-4-1 想定外廃棄物への対応方法について

#### 4-5 健康診断の実施

廃棄物等撤去作業に従事する者を対象とした健康診断を実施させる。

健康診断の種類、実施方法は、労働安全衛生法等に準拠して規定する。

- ① 健康診断は、撤去現場の作業に従事する作業員及び立ち合いする県職員について行う。
- ② 健康診断の種類、実施方法は、本マニュアルの規定によるほか、必要に応じて専門家の指導・助言を得て検討する。
- ③ 作業環境測定結果や健康診断結果等に基づき、実施内容等については、随時見直すものとする。

# 適正処理管理マニュアル

## 1. マニュアルの目的

1-1 廃棄物の受入施設側の条件に合致するよう掘削廃棄物の性状等について、適切な管理を行うための項目について定めるものである。

1-2 本マニュアルにおける管理方法については、受入先の見直し・変更やその受入条件の変更により、必要に応じて適宜見直しを行う。

### 【解説】

本マニュアルは、一次撤去時の搬出廃棄物が、受入施設により適正に処理・処分でき、かつ受入施設において二次的なトラブルを起こさぬよう搬出側である撤去現場内にて性状や搬出量の管理を行うために策定するものである。

そのためには、受入施設の稼働状況にも密接な情報交換を行う事等により配慮し、円滑な処理処分が行われるよう留意する必要がある。

## 2. マニュアルの適用範囲

2-1 本マニュアルにおける適用範囲は、撤去現場内の以下のエリア、及び廃棄物に適用する。

[作業エリア]

①一時仮置き場及び旧中間処理施設

[対象廃棄物]

②特別管理廃棄物相当の廃棄物

(汚泥主体物 (バーク堆肥主体、焼却灰混じりのバーク堆肥主体))

③医療系廃棄物

(汚泥主体物 (焼却灰混じりのバーク堆肥主体))

### 【解説】

対象廃棄物の処理方法については、焼却・溶融・焼成処理とするが、本マニュアルでは、搬出時における廃棄物物性等の管理と処分後のマニフェスト等の管理についての手順を定める。



### 3. 適正処理管理マニュアル策定の方針

廃棄物処理法ならびに関連法規等の遵守とそれによる健全な生活環境の保持を行うよう、廃棄物の種類と性状に応じた適正処理を行う。

そのため、搬出物の物性と量を的確に管理し、撤去現場内での適正な扱いと場外搬出後の適正処理とその確認方法を定める。

### 4. 方針に対する検討項目

#### 4-1 管理項目と管理方法

##### 4-1-1 搬出時管理手順

- ①物性管理
- ②搬出量管理
- ③マニフェスト管理

##### 4-1-2 処理処分管理手順

- ①処分先・利用先管理（排出事業者としての適正処理確認）
- ②マニフェスト管理

# 環境保全管理マニュアル

## 1. マニュアルの目的

1-1 撤去現場外の影響が及ぶと予想される周辺の一般環境について、掘削から運搬（搬出）までの全工程において、地域住民の良好な環境の確保を目的として、管理項目とその管理手順について定めるものである。

1-2 本マニュアルにおける測定項目、測定方法については、周辺環境調査結果や撤去作業の進捗状況、地域特性の変化等も踏まえて適宜見直しを行う。

### 【解説】

本マニュアルは、各作業工程における環境影響要因を抽出し、環境の保全における予防と対策が適切に行えるよう策定するものである。

周辺環境測定は、作業時に発生する環境影響についてモニタリングし、その結果について環境基本法を基盤とする各種環境関連法令等に基づき評価を行い、作業における環境管理について適切な指導を行うことを目的とする。測定項目、測定方法は環境測定結果や撤去作業の進捗状況及び周辺地域の特性等の変化に応じて、適宜見直していくこととする。

## 2. マニュアルの適用範囲

1-1 本マニュアルにおける適用範囲は、全ての作業工程に適用する。

1-2 ただし、受入先の施設等が及ぼす環境影響については、適用しないものとする。

## 3. 環境保全管理マニュアル策定の方針

管理項目とその管理手順について、分かりやすく整理する。また、評価の基準となる関係法令等における規制値・基準値についても最新の情報を収集し、必要に応じて環境モニタリングの測定項目の見直し・追加を速やかに行うこととする。

#### 4. 方針に対する検討項目

以下の測定項目については、環境モニタリングの結果を受け、情報管理を行うものとする。

##### 4-1 周辺環境測定

###### 4-1-1 測定項目

- ①大気環境（大気質、騒音、振動、悪臭）
- ②水環境（水質（河川水、地下水））
- ③生態系（底生生物等）

###### 4-1-2 測定及び現況把握の方法

###### 4-1-3 測定及び現況把握の頻度

###### 4-1-4 結果の評価基準

##### 4-2 影響の回避・低減等の改善方法

##### 4-3 情報の開示

環境モニタリングの結果については地域における関係者に速やかに公開するものとする。

環境測定項目等の追加・変更及び環境改善等における方策の検討については、「原状回復対策推進協議会」で協議の上で実施する。

# 緊急時対応マニュアル

## 1. マニュアルの目的

1-1 一次撤去作業における異常時・緊急時などにおける県、各業者、地域住民等の役割や関係者間の連絡体制などについて定めるものである。

1-2 本マニュアルは、必要に応じて適宜、見直すものとする。

### 【解説】

本マニュアルは、各個別のマニュアルで想定している緊急時の対応を抜粋し、県、各業者、地域住民等との間の連絡体制、協力体制などを規定し、緊急時には迅速な対応が行えるよう策定するものである。

なお、緊急時の状況は多様であり、その対応方法も様々であることから、有事に際しては、

①被災者の救助

②汚染拡散防止（二次被害の防止）

を原則とし、臨機応変に対応することが肝要である。

また、原因究明を早急に行い改善策を講じるとともに、定期的に安全教育を実施し、再発防止に努めることが重要である。

## 2. マニュアルの適用範囲

2-1 本マニュアルにおいて想定している事態は、荒天、地震、風害等による「自然災害時」、運搬事故、作業事故、施設事故における「事故時」、周辺環境に影響を与える可能性のある「異常時」に分類し、対応を整理してある。

2-2 「自然災害時」、「事故時」、「異常時」の情報は一元管理し、情報発信、対応策協議を行うこととする。

### 【解説】

「自然災害時」とは、荒天、地震、風害等による災害が発生した場合をさす。

「事故時」とは、運搬事故、作業事故、施設事故等、各工程において発生した事故をさす。

「異常時」とは、機器の異常や周辺環境に影響を与える可能性のある事態が発生した場合をさす。

「自然災害時」、「事故時」、「異常時」における情報は、一元管理し、情報発信、対応策協議などを行うものとする。なお、各情報の交換には関係者には事実関係の連絡を速やかに行うことを原則に撤去現場内で緊急事態等が発生した場合及び運搬中に緊急事態等が発生した場合には所定のフローに従って速やかに対処することとする。

### 3. 緊急時対応マニュアルの方針

#### 3-1 自然災害時

##### 3-1-1 荒天時

- ①降水量等の基準値を設定し、荒天時における作業を安全に進めるため、作業の判断基準を設定する。
- ②警戒箇所を把握し、二次災害が発生しないように警戒態勢を検討する。
- ③県、各業者、地域住民等への情報の伝達方法を構築する。
- ④周辺環境への影響が考えられる場合の応急対策を検討する。

##### 3-1-2 地震

- ⑤地震発生状況の確認をし、撤去現場、作業機器の安全確認及び二次災害防止対策を検討する。
- ⑥県、各業者、地域住民等への情報の伝達方法を構築する。
- ⑦周辺環境への影響が考えられる場合の応急対策を検討する。

##### 3-1-3 風害時

- ⑧風速等の基準値を設定し、風害が発生しないよう、作業中止の判断基準を設定する。

#### 3-2 事故時

##### 3-2-1 運搬事故

- ①運搬事故発生時の連絡体制、対応手順を明確にし、適切な対応を行う。
- ②被災者等の応急処置方法を徹底する。

##### 3-2-2 作業事故

- ③作業事故発生時の連絡体制、対応手順を明確にし、適切な対応を行う。

##### 3-2-3 施設事故

- ④各施設に故障、不具合が生じた場合の連絡体制、対応手順を明確にし、適切な対応を行う。

#### 3-3 異常時

- ①機器に異常が発生した場合の対応手順を検討する。
- ②周辺環境へ影響がある場合のケースを想定して対応策を検討する。

#### 3-4 夜間・休日の対応について

- ①夜間・休日における緊急対応が可能な連絡体制を構築する。

#### 4. 方針に対する検討項目

##### 4-1 自然災害時

###### 4-1-1 荒天時

- ①荒天時における作業中止の判断基準値の設定
- ②警戒箇所、警戒態勢
- ③県、各業者、地域住民等への情報伝達方法
- ④天災による災害が発生したときの応急対策

###### 4-1-2 地震時

- ①地震発生状況の確認方法
- ②撤去現場、作業機器の安全確認方法
- ③県、各業者、地域住民等への情報伝達方法
- ④周辺環境へ影響が考えられる場合の応急対策

###### 4-1-3 風害時

- ①強風時における作業中止の判断基準

##### 4-2 事故時

###### 4-2-1 運搬事故

- ①運搬事故発生時の連絡体制、対応手順

###### 4-2-2 作業事故

- ①作業事故発生時の連絡体制、対応手順

###### 4-2-3 施設事故

- ①各施設に故障、不具合が生じた場合の連絡体制、対応手順

##### 4-3 異常時

- ①機器等に異常があった場合の対応手順

##### 4-4 夜間・休日の対応について

- ①夜間・休日における緊急時の連絡体制